

◎新潟県選挙管理委員会告示第5号

令和8年2月8日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における投票用紙（点字用投票用紙を除く。）を次の様式により調製し、ピンク色の用紙とし、投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用外封筒は黒色のインクで印刷するものとし、かつ、これらに押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、黒色のインクで刷り込むものと定めた。

令和8年1月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

